

けが防止から防犯・防災に

文科省 学校保健法大改正へ

学校保健法の大幅な改正は一九五八年の施行以来初めてで、早ければ来年の通常国会にも改正案を提出する。

文科省は「校内や通学路の安全が保てなければ、子どもの成長は望めない。各学校では既にさまざまな対策を取っているが、子どもを守る姿勢を明確にして徹底する必要がある」としている。

改正では、子どもが事件や事故、自然災害の被

害に巻き込まれたとの想定で、対応策をまとめた

「学校安全計画」の策定を各学校に要請。通学路などの安全点検の徹底に加え、危険発生時に教職員が適切に行動できるよ

う手順や配置を示した「危機対応方策」も定めよう求める。家庭やボランティア、警察など地域の関係機関との連携の重要性も指摘する。

現行規定も、各学校が「学校保健安全計画」を作り実施するよう定めているが、盛り込む内容としては安全点検だけを例示し、各学校の取り組みには差がある。改正で統一されるなど、子どもが狙われる事件はその後も頻繁に発生。登下校中の子どもたちに車が突っ込む事故も、相次ぎ、教員や保護者らがさまざまに対策を打ち出しても減ってはいない現状に対する強い危機感がある。

文科省は、学校安全に関する規定の改正と同時に、学校保健の在り方を改正。いじめなどによる心の悩みの相談や保健室登校する子どもの指導なども担当し、重要度が増

学校内に侵入した不審者による子どもの殺傷事件や登下校時の子どもが被害に遭う事故が後を絶たない中、文部科学省が学校保健法を改正し、安全管理の主要目的を従来の授業時間などの「けが防止」から通学時も含めた「防犯・防災」に転換する方針を固めたことが八日、分かった。具体的には事件事故への対応策を記した「学校安全計画」などの策定を学校に求めることとし、安全管理の徹底を図る。

被害対策 策定を要請

「学校の安全」重点転換

学校内に侵入した不審者による子どもの殺傷事件や登下校時の子どもが被害に遭う事故が後を絶たない中、文部科学省が学校保健法を改正し、安全管理の主要目的を従来の授業時間などの「けが防止」から通学時も含めた「防犯・防災」に転換する方針を固めたことが八日、分かった。具体的には事件事故への対応策を記した「学校安全計画」などの策定を学校に求めることとし、安全管理の徹底を図る。

剣は取り組みを促すいい機会となるだろう。ただし、教育の現場にばかり頼っても子どもは守れない。見えない敵にはおひえ、門を開ざした学校にこもらせるだけでは、「健全な育成」という教育本来の目的を見失ってしまう。それを防ぐためには、加害者も生まれない環境を社会全体でつくることが必要だ。